# 近世地下官人の組織と「地下官人之棟梁」

### 慎太郎

### はじめに

た人々の存在形態を分析する。 本稿では近世朝廷にあって朝廷儀式を実際に担った地下官人の組織を検証し、「地下官人之棟梁」と称され

官人」「 三催」とも称され、押小路家 (「 局務」 )・壬生家 (「 官務」 )・平田家 (「 出納」 ) の三家であり、それぞ 激な蓄積が進んでいる「゜一方で、近年の研究の進展や史料発掘と共に、新たな課題が生まれた。 第一に、地下官人を統轄した存在 (「地下官人之棟梁」と称された人々) の分析。「地下官人之棟梁」 近世地下官人については、八〇年台後半以降、近世朝幕関係研究・近世朝廷研究が進展したことによって急 は「催

討しており゙゙、研究の前提となるが、管轄下にある地下官人との関係性の分析など、課題が残っている。 第二に、地下官人相互の関係性。梅田康夫の論文は近世地下官人の存在を詳細かつ概括的に分析した論文で、

れ外記方・官方・蔵人方という地下官人集団を統轄した~~ このうち、出納平田家については中村一郎氏が検

である

当時の研究状況からすれば、 位・五位まで昇進し、知行地を有する家もあった。下官人は百姓・町人身分で地下官人に任じられる者のこと 統轄された地下官人のことを並官人 ( なみかんじん)・下官人 ( げかんじん ) と言う。並官人は公家身分で四 発掘が進み、相互関係を分析することができるようになったと言えよう。なお、「地下官人之棟梁」によって 分析がなされていない。これは梅田氏分析当時、地下官人に関する史料の発掘が十分になされていないためで、 地下官人研究の端緒を切り開いたものであるが、 やむを得ないことである。冒頭でも述べたように、現在、この分野の研究や史料 その中にあっても各地下官人集団の横のつながりに関しては

断しており、やはり再考が必要であろう。下行と知行地については、別に述べようと思うので(付記参照)、 本論では第一と第二の課題、すなわち「地下官人之棟梁」と地下官人相互の関係性に取り組んでみたい。 して与えられる下行であると梅田氏は指摘している。しかし、下行の中身に触れず、その額の大きさのみを判 第三に、下行・知行地について。地下官人はわずかな知行地しか与えられず、経営の中心は朝廷儀式に出仕 また、以前拙稿において、近世地下官人組織の成立について論じ、次のようにまとめたマゥ

の取立てを行なう。 両局と言う) は慶長年間から元和年間にかけて壊滅的であった地下官人組織を立て直すべく、地下官人 家康が政権を獲得して、徐々に朝廷儀式を再興していくと、押小路家・壬生家(中世以来、この二家を

十七世紀初頭前後より、 を独占して勤めていた上召使宗岡家は朝廷儀式の再興・拡大によって、一家で行なうことが困難となり、 取り立てられた地下官人は両局との間に強固な主従関係があった。 一族や押小路家家臣に役割を分譲した。 詳細は不明だが、この頃には押小路家 また中世以来、 多くの諸寮司・役職

と宗岡家は密接な関係があった。

じられた。これは中世以来の両局の独自な体制を停止し、勢力を殺ぐため、出納平田家を「並肩」させ 両局と出納平田家に対して、「 禁中諸政諸司等作法事」を担うよう幕府・ 朝廷運営側から命

ようとした幕府・朝廷運営側の政策である

ら三催「並肩」の体制へと移行して行った。 立は壬生孝亮の売官事件発覚(京都追放によって幕が下りた。但し、未だ不安定であった平田家の立場 平田家の伸張に対して官務壬生孝亮は旧儀を主張して対抗するが、出納平田職忠は新儀を主張。 朝廷儀式参仕・有職研究を繰り返すことによって確固たるものとなり、やがて中世的な両局体制 この対

之棟梁」と個々の地下官人との強固な主従関係が如何なる展開を見せたかについての見通しも述べてみたい。 平田家の伸張が顕著であることを明らかにした。本稿では、さきに述べた二つの課題とあわせて、「地下官人 このように近世初頭の外記方・官方地下官人集団は両局との間に強固な主従関係があったが、 一方で、

## 一、近世「地下官人之棟梁」の存在形態について

する。 はじめに、「地下官人之棟梁」という語句について述べておきたい。「地下官人之棟梁」 本章では、「地下官人之棟梁」( = 催官人・三催) の、朝廷における役割を検証して、彼らの存在形態を分析 は公家鑑類⑤に記

載されている語である。例えば『正徳公家鑑』には「両局ト云八外記局、

当時ノ官務左右ノ大史ヲ兼任ジ、左

ζ り 「ಌ と見える。下橋敬長『幕末の宮廷』には蔵人方を統轄した平田家も含めて「支配頭」「 取締 「゚゚ と評価 との関わり方についても触れており、次のように大別している。 と武家伝奏へ訴えている゙゙゙゙゙゙゙゜このように組織面では三催体制を構築できたが、格式面では両局の方が上位であ 家御取立之地下一統」と同じ額であったため、「旧家之規模茂無御座、 からは一歩劣る存在であったためであろう。。死の直前、両局は三位に昇進している事例が見られるのに対し と規定し、出納平田家は含まれていないことが分かる。これは両局体制から三催体制に変化しても、なお両局 している。すなわち、下橋の『幕末の宮廷』を除いて、両局と称された押小路家・壬生家を「地下官人之棟梁. には「地下官人の上首に位して、堂上などと縁組し、堂上のまねをなせり、古人両局を評して、犬公家とい 述が見えるか。延享二年 ( 一七四五 ) 成立の伊達隠士『光台一覧』では両局のことを「地下被官の惣頭」で に「又蔵人方出納此三家合三催云」の一文が入っている。では、公家鑑以外の随筆や回想録にはどのような記 外之百官百司此両局の催し下」と評している。> 元検非違使で、近代の有職家勢多章甫による『思ひ侭の記』 次に、近世の「地下官人之棟梁」に関する研究蓄積を示す。「地下官人之棟梁」の役割を提示したものとし 平田家は四位止まりであったし、寛延三年 (一七五〇)の官位御定でも差が認められる『。また宝永の大 既述の中村一郎氏による論稿がある。。これは平田家の史料群と役割を分析したもので、蔵人方地下官人 周囲にもそのように映ったため、同時代の書物では「地下官人之棟梁」=両局と認識されたのであろう。 |両局の「御手当金」は「諸家方一統之列」と同じように七〇両を拝領しているが、天明の大火時は「新 後列格式二茂相拘、 甚以歎ヶ敷奉存候.

まず両局の簡単な説

右ノ弁官局ヲアツカル故、

官務ト号シ、

両局ト云、

地下官人ノ棟梁也」とあるように、

最後に「地下官人ノ棟梁」の語で結んでいる。但し、『雲上大全便覧』(慶応四年)のみ両局の説明の後

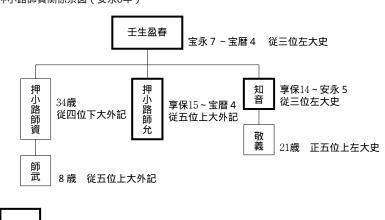
・儀式に際して蔵人方諸家に下知し、奉仕させる

蔵人方諸家の願書・諸届・官位昇進の取り締まり

時の公家社会は経済的に困窮している家が多く、宝暦事件や口向役人の不正などの不安定な時期であったが 三年(一七五〇)以来武家伝奏を務めていた広橋兼胤の後を受けて久我が伝奏に就任している。 L١ 内前の朝廷運営は安定的であったと評価できよう。 議奏の最古参は櫛笥隆望であり、広橋・櫛笥といった近衛家家礼と共に内前による朝廷運営が進んでいた。 富な記事が見られる日記であること。その結果、一事例として、安永六年に絞って検討することとした。 頭・幕末などの時期も除く。第二に、大外記としてある程度のキャリアを積んだ人物であること。第三に、 いう点だが、大きく三つの理由がある。第一に、朝廷運営上の大きな事件が皆無であること。同様に近世 たっては安永六年(一七七七)の押小路師資による『師資記』を利用する≒。 く多くの研究蓄積があり、拙稿でも既にまとめている『のでここでは特に記さない。 押小路家を事例に「地下官人之棟梁」としての活動を検討する。 内包する矛盾なども含めて、その様相をより具体的に検証する必要があろう。そこで本章では、 や史料発掘が進み、改めて検証する必要が生じてきたと思われる。特に管轄下の地下官人との関係については ていたことが分かる。 る近衛内前 (五〇歳)。 このことから、 最初に、安永六年当時の朝廷運営の状況を概観する。関白は宝暦七年 ( 一七五七 ) 以来、 朝廷運営の中心と蔵人方地下官人との間に平田家が介在していて、様々な上意下達を行なっ 中村氏の論稿は七〇年代にあって、非常に意味深い指摘をしているが、近年の研究蓄積 武家伝奏は油小路隆前 (四八歳)・久我信通 (三四歳)であった。この前年末、 古代中世段階の押小路家については既述の 何故安永六年を事例とするかと なお、 摂政関白を務めて 本章の分析に当 外記方催官人 当時 初

社 輔で、 鴨御祖社仮殿立柱・上棟・遷宮等日時定を挙げる。 官人之棟梁」の役割を具体的に検証してみたい。 は 記を担っていた。 家は養子相続が続いており、 蔵少輔で、二一歳。 年の正月二九日に正五位上に進み、 に任じられた。 四)に二五歳の若さで死去するとその直後に元服し、 務壬生盈春の三男で、 当主師資は従四位下大外記・造酒正・ いけないが、ここでは指摘に留めておく。 次に安永六年の大外記押小路師資の活動を通じて、「 次に安永六年当時の押小路家について述べる (系図参照 月二八日条に既に見え、 下賀茂社の式年遷宮は に分ける。 諸公事 (朝廷儀式) 八歳。 なお、 師資の息子師武は従五位上大外記・治部権少 このことの意味は今後十分に検討しなくて 師資にとって甥に当たる。 官務壬生家の当主敬義は正五位下 (この 大外記押小路師充が宝暦四年 の伝達・ 7 官務壬生盈春の息子や弟が大外 途中中絶等がありつつも、近世 続日本紀』 管轄。 主殿頭兼任) 左大史・大 掃部頭で、 具体的な事例とし 延暦三年 (七八四 当時の押小路 三四歳。 (一七五 鴨御 大外記 地下 か

押小路師資関係系図(安永6年)



安永6年当時故人/年次は生没年

六年 ( 一七七七)・享和元年 ( 一八〇一 )・天保六年 ( 一八三五)・文久三年 ( 一八六三) の計八回が行われて においては寛永六年 (一六二九)・延宝七年 (一六七九)・正徳二年 (一七一二)・寛保元年 (一七四一)・安永 るい。安永六年度の正遷宮日時定関連の記事は三月八日条から見える。

### 定来十三日辰半刻也一、今日葉室左少弁頼熈(安永六年三月八日条)

一、今日葉室左少弁頼熈(行事奉行:筆者註。 以下同)以一通被下知、 鴨御祖社仮殿立柱上棟遷宮等日時

(同月一〇日条)

一、官務示合、命使部令触之状、記于左、 依尋両局服中催沙汰仕候先例等指出ス之処、 来十三日鴨御祖社仮殿立柱上棟遷宮等日時定、辰半刻必無遅々可有参集候也 (割注)官務雖重服、 於此度八官務へ被下知之由、官務被告知、 依先例被催沙汰、尤去月十四日奉行頼熈 珍重々々

(同月一二日条)

今日葉室左少弁頼熈許江以使明日鴨日時定請文・交名令注進

しているため、いまだ重服中であった。しかし、最終的には敬義に下知され、師資は「珍重々々」と述べてい ている。この取り扱いは官務が行うところであったが、敬義の父知音 (師資の兄) が昨年一一月一一日に死亡 合している。そして、使部に命じて、管轄下地下官人に「鴨御祖社仮殿立柱上棟遷宮等日時定」の日程を伝え 八日に行事奉行である葉室頼熈より一三日に日時定陣儀が催されるとの連絡が入り、翌日官務壬生敬義と談 | 二日に至って、参加する管轄下地下官人の交名 (名簿) と請文を葉室頼熈へ提出している。 以上のこと

から、

諸公事の日時や内容を管轄下の地下官人に伝達し、参加する者を確定して、奉行に知らせる役割を担っ

日条から見てみる

ていたことが指摘できよう。

両局以下の地下官人へもたらされたもので、武家伝奏雑掌が差出として奉書の形式である。ここでは五月二六 が存在する 🖺 前者は摂家以下、堂上公家へもたらされたもので、武家伝奏自身が差出になっている。後者は 公家社会」内部における触廻の形態については大屋敷佳子氏が論じられているように、「御触書」と「雑掌触 伝奏触の伝達。 幕府・朝廷から発せられる触はどのような経路にて堂上公家や地下官人へ伝えられるか。

安永六年五月二六日条)

一、今日伝(奏久我家ヨリ尋之者触状壱通至来、 官務へ令伝之、 猶惣触可申附者也、 当三月六日主人羽州

逃去候下男被加顔人相書、

以下略、

同月二八日条)

触候樣申附畢

村山郡平塩村平塩寺宥成を切殺、

、今日官務示合、 尋之者惣触申付畢、 使部上首相招、 惣触史生・下司等悉ク不行届由相聞候、 不漏樣相

使部上首(使部のうち最古参の者)を招き、厳重に「不漏様相触候様」命令する。すなわち、この触は幕府 まず武家伝奏より「尋之者触状壱通」が到来する。これを官務へ伝達して、両局共「惣触」を決定。

師資は

が窺える。このように両局へ伝達された伝奏触は「惣触」の場合、管轄官人への触廻が成された。また、 年の伝奏触は全て押小路家から壬生家へ伝達されたが、別の年の場合、壬生家から押小路家へ伝達された時も 武家伝奏 (雑掌) 押小路大外記家へもたらされ、押小路家より使部を介して外記方官人へ伝達されたこと この

これは伝奏より両局の年長者にもたらされたものと思われる。大屋敷氏が検討した天保一四年 ( 一八四

54

る であったのに対し、 の徳大寺実堅の日記では、 押小路師身は従四位下であったにもかかわらず、二四歳であったためによるものと思われ 壬生官務家への伝達であったが、これは当時壬生輔世の方が正六位上で三三歳

外記方官人の諸公事不参の伝達。 次の史料は踏歌節会に際し、 外記方官人の不参を告げたものである。

(安永六年正月一六日条)

一、大舎人一人臨期依不参、左之通書附を以奉行 ( 一会奉行甘露寺篤長 )

相届

踏歌節会参仕

外記方大舎人寮藤原晋民 ( 土生晋民 )、依所労臨期不参、 替権助藤原義路 (近藤義路)

大舎人の役割は「三節会并諸公事之時、十四門并日華門・月華門開閉之事奉仕之」『『であった。

この年踏歌

人権助近藤義路が参勤することになった。 このような届は不参者が直接奉行へ差出すのではなく、押小路家を 節会は正月一六日であるが、当日大舎人土生晋民は突然の不参の旨を師資に伝えている。幸い代理として大舎

通じてもたらされた。

近世大舎人の存在形態を検証するため、各家について『地下家伝』を通じて概観してみるパタ 藤井昌房・蓮池平左衛門高橋定孝・高橋出羽目高橋豊元を挙げており、各々家領二石を有しているハルツ 家存在し、 外記方官人退役・相続の管理。ここでは最初に大舎人を事例として検討する。 その職掌については で述べた通りである。『地下諸役記』には飯田左兵衛藤井常祥 大舎人寮は近世を通じて四 小 畠和泉目 最初に、

自康重以前為大舎人事家記粗雖所見、不分明之間、仍不載之」と見え、 まず飯田左兵衛藤井常祥家。 初代康重は弘治元年 (一五五五) に死去しており、 戦国期までは少なくとも遡る家柄であ その項目に「 井康則男

治を迎えている

に大舎人助を辞退すると、山下伴政が相続。その後も養子相続が相続き、名称も山下 ることが分かる。 しかしその血縁による相続は常祥の男重好までで、重好が老衰のため宝暦六年 (一七五六) 斎藤 永井と改め、

姓を藤原姓にしている。 近藤と改めている。麻田改称号は養子となった安之が実家のものを採用したためで、近藤改称号の場合、 またその他初位が高齢の事例等もあり、実際に養子相続した者はさらに多いと思われる。 相続が多く、『地下家伝』掲載の一五名の内(生久除く)、五名が養子乃至父子関係が認められない人物である。 小畠和泉目藤井昌房家はその初代を飯田康重男生久とし、飯田家の分家であることが分かる。この家も養子 苗字も小畠 麻田

蓮池平左衛門高橋定孝家は寛永六年(一六二九)に大舎人に補された高橋長頼を初代としている。

その当時

どうような人物が養子に入っているかと言えば、享保五年 (一七二〇) に三五歳で従六位下相模目となった神 田祐世は河内国神田郷士神田祐清の男、天保一五年 (一八四四) に三八歳で従六位上日向介となった岩垣菊苗 この家も養子相続と思われる者が多く、養子乃至父子関係不詳の者は一五名中八名に昇る。 書かれた者は少ない。元々高橋姓であったが藤原姓 は牧と名乗っていたようだが、蓮池 戸塚 荒木 土生 森 姉小路と改め、 高橋出羽目高橋豊元家は寛永七年 (一六二八) に大舎人に補された橘正善を初代とし、北川正善と名乗った。 佐藤 高橋 神田 山岡 倉光 岩垣と変化し、姓も橘 源姓となっている。 高橋 平 明治に至っている。養子として 三善 源とある。 改称号も頻繁で、 具体的に

このように大舎人寮は養子相続・改称号・改姓が多かった。これは一般的に考えられる養子相続や改名では

は、

越州藩」服部左衛門の男であった。

なく、 相続に対して、 と記されているが、 権利の移動、 押小路家はどのような役割を果たしたか。次の史料は土生晋民退役一件前後のものである。 これは「株」取得による相続の形態のことであろう。では、このような存在形態の大舎人 すなわち「地下官人株」の存在を示しているものと思われる§。 大舎人の場合、「附属」

(安永六年正月二〇日条)

させることは恐れ多いためと述べている。 となく、留保している。その理由として、晋民は大舎人「附属」を受けてから間もなく、 土生晋民より自分の退役と「親族之内森亘理」 、今日大舎人寮土生若狭介晋民大病相煩、 予一覧之後、先預置、 晋民附属受候而、 への「附属」 未間無之、又外江令附属候儀、余り恐多、 役儀難相務二附、 願書が提出されたが、 親族之内森亘理与申者江附属之願指出ス、 師資は即座に承知するこ また他家へ「附属」 猶可吟味者也

(同月二一日条) (同月二一日条) 大舎人寮仲ヶ間一統」を招いた。

一、今日大舎人寮仲ヶ間一統相招、予令面謁申渡、 旨申附畢、 仲ヶ間茂得与吟味之上、 夫二又外へ致附属候儀、 亘理与申者江附属之願令一見候、於此願八未晋民受附属候而間茂無之、漸二三年已前之儀二有之候、 然 容易難許達、 森亘理儀、 仍九條家江内々及言上之処、尤二思召之旨、 姉小路家々来之由、此間内々使来、願書指出候八者、 相願候儀与存候、若御処茂有之候而八、一統之無念二可相成之間、 余り軽々敷、不恐上様令存知候、 昨日指出候土生若狭介晋民大病相煩、 此侭難許達、 一応指留可然旨也: 先一応八指留之旨申渡、 宜取斗之儀被相頼也 役儀難相勤、 可致勘弁

師資の出した結論は否であった。

前日の通り、「附属」してから二、三年で他へ「附属」させるというのは

家礼関係圏を考慮してのものと思われる。

がよいと述べている。 依頼であっても容易には認められないと考え、九条左大臣へ相談している。九条は尤もであると述べ、差止め 奏を勤めた前権大納言公文で、朝廷運営に大きな発言力を持っていたものと思われるマロッ の主家である堂上公家姉小路家からも内々に圧力が掛かっていた。当時の姉小路家当主は安永三年まで武家伝 認められないという論理である。 師資が九条に相談した理由は九条家 しかしこの一件は師資 大舎人寮「仲ヶ間」だけで話しが終わらず、 押小路家の家礼関係窓と、九条家 師資は姉小路からの 姉小路家の 森亘

තූ 数日後、土生と大舎人寮「仲ヶ間」が再度願書を提出した。 次の史料ははその後の展開に関するものであ

(同月二五日条)

一、大舎人寮土生若狭介晋民大病相煩、 其上指出畢、(中略) 日亦持参、令落手、右之趣ヲ以伝奏油小路家へ指出ス、九條家へ茂密々及言上候儀故、 役儀難相務二附、 附属之願一応指留候得共、 達而相願候二附、 願書入御覧

(同月二六日条)

、今夜油小路大納言依招参之処、昨日指出候大舎人土生若狭介晋民依病気親族之内森亘理与申者へ附属 之願、々之通被仰附之旨被仰渡畏帰家、大舎人近藤権助義路相招申渡、 申上旨申附畢、 及深更森亘理為礼入来也 然上者若狭介官位辞退早々可

師資は新大舎人森亘理が如何なる人物かを把握することなく、大舎人補任を認め、その後官位叙任を行ってい この結果、 森亘理の相続は認められることとなった。以上、 この一件から次の三点を指摘したい。

( 従六位下若狭介。五五歳)・岩垣彦明 ( 従六位下長門介。三七歳 ) であり、最も古くから大舎人を勤めている ビ るූ している ており、 重層的な構造が読み取れる。 であると思われる。ここから、押小路家「大舎人寮「仲ヶ間」の長 (近藤義路) 「大舎人寮「仲ヶ間」という のは近藤で、宝暦一〇年(一七六〇)以来勤めていた。つまり、最古参である近藤が大舎人寮「仲ヶ間」の長 時の大舎人寮は斎藤政信 ( 従六位下日向介。四六歳 )・近藤義路 ( 従六位上大舎人権助。三〇歳 )・土生晋民 すなわち、 相続が認められた時、 押小路家の統轄力には限界があった。これに対して、師資は九条家へ相談し、この圧力に抗しようと 押小路家は外記方官人の把握をすることなしに、退役・相続を認めていることが分かる。 近藤大舎人権助へ伝達している。では、 第三に、姉小路公文の発言力を背景に土生晋民がこの一件を優位に進めようとし 何故近藤に伝達されているか。 安永六年当

その職掌は『地下諸役記』によると、「御即位并大嘗会之時参役、 事例として兵庫寮を挙げる。兵庫寮は河越家が世襲で勤めており、下官人として史生二家・鼓師・ 次に、外記方官人のうち、下官人 (多くは百姓・町人身分で、位階も七位程度の者)の相続を検討してみる。 遷宮等之時、 安永六年三月四日条 神祇官并伊勢江参向」である。ここでは「兵庫寮下司鉦師」 使王代役九月伊勢例幣并御即位・大嘗会奉 相続に関して提示する。 鉦師がいる。

、 兵庫寮 ( 河越賢兼 ) 入来、 注切紙 記于左 左之通届書指出ス、 即刻以使日野頭左大弁資矩朝臣・勧修寺頭右大弁経逸

朝臣等へ相届畢、

兵庫寮下司鉦師山本主水藤 倅山本左門藤原守義 原守礼

右主水儀、 依願退役申附、 倅左門江今日役儀申付候、 依而申入候、

三月四日

兵庫寮河越兵庫頭

押小路大外記殿

口状覚

右主水儀、退役仕、倅左門江今日役儀申附候、 仍御届申候、已上、

三月四日

大外記

のでもありません。 鉦師は即位の時に鉦(カネ)を叩く役のことで、「平生置いてある官でなく、また家が定まっておるという 御用の場合に町人なり百姓なりを雇って来るので、無位無官です」(ミッ)と言われているが、

この年前後に即位礼はなく、おそらく役はなかったものの、「平生置いてある官」であったと思われる。 さて注目すべき点は兵庫寮下司職の相続に関して、師資が全く関与していないということである。兵庫頭河

ことから外記方官人の下官人任免はそれを統轄する地下官人 (ここでは兵庫寮河越家) が担い、押小路家へは 越賢兼から提出されたものは願書でなく、届書であり、師資が職事へ提出したのも「口状覚」であった。この

届書の提出のみであったことが分かる。

倅山本左門藤原守義

兵庫寮下司鉦師山本主水藤原守礼

外記方官人昇進の管理。 再び大舎人寮を事例とする。二月二一日に日向介斎藤政信が加級小折紙を提出し

てきた。

(安永六年二月二一日条)

一、今日大舎人藤井政信加級小折紙持参、 記于左

(中略)

(同月二二日条)

一、右大舎人藤井政信加級小折紙九條家へ入御覧、 無思召、 議奏

伝奏代

櫛笥大納言 (隆望) へ入内見

令附之畢、

一、今日伝(奏代櫛笥大納言許二参、昨日入内見置候小折紙一通無所存、夫より日野頭左大弁資矩朝臣)

(同月二三日条)

同月二四条)

、今日日野頭弁資矩朝臣江参、依招也、大舎人寮斎藤日向介藤井政信申従六位上 勅許之由被命畏入帰

政信相招申渡畢

そして九条家が「無思召」とのことであったので、師資は伝奏代櫛笥隆望 (武家伝奏が関東に赴いているため) 大舎人斎藤政信の従六位上加級小折紙の提出に際し、師資は吟味することなく、九条家へ提出を行っている。

朝廷運営の中心へと小折紙を差し出している。

へ提出、さらには職事への提出を行っている。

と同様に、官位叙任に関することでも押小路家は吟味せずに、

外記方官人親族死去による朝廷への届け出。

(安永六年五月一六日条)

一、山口権少外記庸昌入来、父秀昌仮服之届書三通持参、庸昌儀秀昌故障中村田式部丞 ( 右少史村田春敷 ) 方二同居之旨也、即日以使月番伝 奏油小路家・両頭日野頭弁勧修寺頭弁等へ相届畢、願書、記于

口状

継母儀、昨夜死去仕候二附

暇 十日

服 三十日

右之通着服仕候、 尤混穢候、 仍御届申上候、已上、

五月十六日

大外記殿

少外記秀昌

ている。忌服届の処理も当事者 押小路家 伝奏・職事というルートがあることが読み取れよう。

少外記山口秀昌の継母の死亡届を息子権少外記庸昌が持参して来た。即日師資は伝奏と職事へ届書を提出し

以上、押小路家を事例に、「地下官人之棟梁」の役割を ~ として提示した。これらの検討から、次の三

第一に押小路家は、 朝廷運営の中心である武家伝奏・職事・行事奉行と外記方官人との間に介在し、 円滑な

点が指摘できよう。

62

う

届書・願書も必ず介在している。 上意下達を行なう存在であった。 諸公事の伝達は勿論、 幕府の触にもこのシステムが利用され、

条家 れ窓、官方官人全般との繋がりが想起される。 記方官人全般との繋がりが見受けられる。なお、官務壬生家の場合、二条家との家礼関係があるものと思わ 第二に、外記方官人の届書・願書に際して、九条家の存在が確認できる。 押小路家との家礼関係があったためと思われるが、通常の堂上公家 地下官人の家礼関係と異なり、 これは でも指摘したように、

九

半は地下官人が企図して、多くの百姓・町人身分による最末端の地下官人(下官人)が設置されることなるが、 下官人之棟梁」が管轄下官人に対して、強力な主従関係を有していた近世初頭と大きな相違があると言えよ 記方官人を掌握しきれず、その関係は形式化していたものと思われる。 その際も朝廷運営の中心に対して願書を提出するのみの役割であった『『安永期の押小路家は管轄下にある外 物に関して問われることは一切なく、「附属」から時を経ていない点が論点となっている。また、十九世紀後 第三に、押小路家の吟味を経ることなく、外記方官人の相続などが進められていた。 拙稿で述べたように、 大舎人の場合、その人 近世初期の「地

### 地下官人相互の関係性 「仲ヶ間」「一統」について

人寮仲ヶ間一統」 前章のうち、 押小路家の活動の が大きな役割を果たした。 として、 大舎人を事例とした相続の有り様を検討したが、そこでは「大舎 本章では、この「仲ヶ間」「一統」の焦点を合わせて、

することによって、

地下官人組織全般に論点を広げられる。

互の関係性について述べる。

配であった。これまでの検証が三催の管轄下に偏っていたが、 同家は四〇冊を越える詳細な日誌を残している。これほどの点数は極めて珍しく、 の史料群は学習院大学史料館に収蔵されている『』が、濱島家を事例とする利点は次の二点である。 る記事など多岐にわたり、 文景『家記』である※。この史料は全六冊で、内容は地下官人としての業務日誌・仕えていた勧修寺家に関: 題に取り組んでみたい。 史料が確認されていない。そこで本章では蔵人所衆と内膳司の「仲ヶ間」「一統」を検証することによっ 前章との関わりから、本来なら外記方官人を事例に挙げるべきだが、 内膳司の「仲ヶ間」「一統」は三催に統轄されない地下官人で、武家伝奏・蔵人頭による直接的な支 蔵人所衆は蔵人方地下官人であり、今回用いるのは国文学研究資料館史料館蔵の袖 当時の朝廷社会を分析する上で貴重な史料である。一方、 統轄されない地下官人も多く。※ 現在のところ前記の課題を解き明 詳細な分析が可能である。 内膳司を世襲した濱島家 内膳司を分析 第一に、 かす

(a) とある。 の八講交名に所衆が見えるw。 紀光はこれ以降見えないとしているが、文正度大嘗祭に参勤しておりwv 無位橘芳景、 七〇)に再興された。柳原紀光『紀光卿記』明和七年一一月一日条に「又被補蔵人所衆二人 日向守平信易 間」「連名」「一統」と呼ばれており、 最初に、「仲ヶ間」「一統」という呼称とその構成員について検証する。 蔵人所衆の場合、「仲ヶ間」と呼ばれ、 ここにある『成恩寺殿記』(『荒暦』) は関白一条経嗣の日記であり、 今度再興、後考之応永已後久中絶哉、 内膳司・御厨子所預・御厨子所小預・御厨子所番衆が構成員であった。 蔵人所衆の家々が構成員であった。 蔵人所衆は明和七年 (一七 応永十二年成恩寺殿記八講時、 内膳司の場合、「組合」「一列」「 その応永一二年 (一四〇五) 有交名、其後不見哉、

で膨れ上がった。 くとも十五世紀後半までその存在が確認できる。 その後廃絶するが、 明和七年再興以降暫時増加し、 七家にま

二月二四日条に「月番割」が記され、「近日出納江可差出」とある。天保一五年の「月番割」は正月濱路家 月番制であった。いつ頃から月番制が成立したについては不明であるが、天保一四年 (一八四三) の場合、 衆は一切勤めていない。「仲ヶ間」「一統」の長の役割については行論の中で述べていきたい。蔵人所衆の場合、 て存在していた。内膳司の場合は、内膳司濱島家と御厨子所預高橋家のうち、年長者が勤めていた。 二月土橋家・三月藪家・四月村井家・五月岡田家・六月結城家・七月袖岡家で、八月には再び濱路が勤めてい 次に、「仲ヶ間」「一統」の長について見てみる。前章の大舎人の場合、年若であっても最古参の者が長とし

次に、「仲ヶ間」「一統」の具体的な活動・役割を五点に分けて検証してみたい。

ಶ್ಠ

された。では、その後どのように伝えられたか。 伝奏触の回覧。 前章で見たように、武家伝奏から押小路家にもたらされた伝奏触は使部を介して「惣触 最初に内膳司 御厨子所の事例を見る。

(文政五年一二月一四日条)

伝奏広橋殿より廻文至来、写畢而高橋亭江順達

口状

未剋迄二内藤紀伊守殿江被参可被申置候、 御台様御加階 御簾中樣御叙位為祝儀先格被参候八八、 此段可申入旨両伝被申付如此候、 此度も来ル廿一日・廿二日両日之内巳之剋より

十二月十四日

濱島右京権亮殿 (内膳司)

高橋若狭守殿 (御厨子所預)

大隅備中守殿 ( 御厨子所小預 )

大隅少監物殿 ( 御厨子所番衆 )

この史料に見えるように、武家伝奏からの「廻文」が濱島家にもたらされ、書写した後、

高橋家

小預大隅家

番衆大隅家の順で伝達されたものと思

御厨子所預高橋家

われる。次に蔵人所衆の事例を見てみたい。

へ伝達されている。宛所から想像するに濱島家

(天保一四年一一月五日条)

一、岡田出雲介(蔵人所衆岡田恭純)入来、廻文持参

火用心之儀、

常々可被申付候得共、

此節御神事二茂相成候間可被申付候、

仍而此段申入候、

以上、

十月

出納

山科安芸守殿(御蔵小舎人山科正之)

岡田伊勢守殿

追而御同役中江茂御伝達可被成候、尤早々御廻覧御返却可被成候也:

右到来二付為御心得申入候、仍早々如此御坐候也

両伝奏雑掌

のみ挙げる。

### 十一月五日

恭純

結城已下連名

(中略

尚々早々御廻覧御留より御返却可被成候、 以上、

両通共土橋へ順達畢、

仲ヶ間」のトップである山科安芸守と蔵人所衆「仲ヶ間」のトップである岡田伊勢守に伝達された。 「火用心之儀」に関する「廻文」が岡田出雲介から袖岡家に到来した。この「廻文」は出納から御蔵小舎人

右被触候旨予 ( 蔵人所衆袖岡景文)・重威 ( 蔵人所衆土橋重威)・清直 ( 蔵人所衆藪清直 ) 宛以廻文申来、

の長に「廻文」を託して、そこから回覧している様子が窺えよう。

それを袖岡家に持参し、袖岡から土橋 藪へともたらされている。すなわち、出納は管轄下にある「仲ヶ間」

岡田は

触の伝達と同様に宗門改の取り集めについても、「仲ヶ間」「一統」が用いられた。ここでは蔵人所衆の事例

兼而同僚所相定也、(中略)

(天保一〇年九月一五日条) 一、所衆仲ヶ間宗門改一札、当九月商量、

口演

秋冷之節、弥御安全珍重奉存候、 御調印可下候、当月中差出可申候間、 然者宗門改一通、 早々御廻覧、 例年之通差出可申付相認候、 留御方より御返可被下候、以上、 相違之儀も無御坐

### 九月十五日

### 文景 ( 蔵人所衆袖岡文景)

結城丹波守殿 岡田出羽守殿

濱路右京進殿

土橋淡路守殿

藪兵部丞殿 村井参河守殿

(同年九月二二日条) 入夜村井政敬母入来、過日仲ヶ間為調印差出所之宗旨改一札、

各廻覧、

調印相揃、

村井方廻り留付持

参也、当年各軒応人数注進、 (中略) 人数相改畢、 如左、

以上、 右之通家内宗門并知行所吟味仕候処、 御法度之切死丹邪蘇宗門・ 悲田宗等無御坐候、 為其如此御坐候

天保十己亥年九月

出納殿

差出蔵人所衆七家略

に村井から袖岡へ渡された。 天保一〇年九月の蔵人所衆「仲ヶ間」の長は袖岡であったようだが、袖岡から「仲ヶ間」へ廻覧され、 袖岡はそれを出納へ提出している。このように「仲ヶ間」の長が取り纏めて、 最後

納へ提出しており、 触の伝達・宗門改の取り纏めに「仲ヶ間」「一統」が用いられたことがわかる。

届の処理。「仲ヶ間」から「地下官人之棟梁」や朝廷運営の中心へ提出される届の一例として、 親族の死

する。この点について、内膳司を事例として挙げる。 出来ない旨を報告している。その際、 去に伴う忌服届を検証してみる。近世地下官人の場合、武家伝奏・蔵人頭に忌服届を提出して朝廷儀式に参勤 服忌に当たる人物が届を差し出すと地穢になってしまうので代理を派遣

安永五年四月七日条

、大坂住早瀬太郎兵衛方江嫁罷在候娘、 昨六日暮六ツ時死去ニ付、 書様別二留書有之、 今日巳刻比告来ル、 即刻父子共忌服

播磨守 ( 内膳司濱島等清 )

之届以大隅河内守(御厨子所番衆大隅信彦)差出如左、

忌十日 服三十日 志摩守 ( 内膳司濱島等庭)

娘

忌二十日 服九十日

妹

体、采女正 ( 高橋宗之 ) 所労二而断被申候故以大隅河内守届相済候也、尤混穢不仕趣も相届! 右之届両伝奏衆・両貫首江差出、 尤高橋 (御厨子所預高橋家) 江相願候処、 若狭守(高橋宗直)義老

留書別

厨

て忌服届を提出している。これは内膳司濱島家以外の家の場合も同様に「仲ヶ間」「一統」が行っている。 厨子所番衆大隅信彦が行なっている。ここから判明するように、 子所番衆大隅河内守が両伝奏衆・両蔵人頭へ伝達している。もともと高橋家に依頼したが、所労などのため御 内膳司濱島等清女の死去に際して等清・等庭父子は相応の服喪期間を過ごすこととなった。このことを御! 触穢忌避のため「仲ヶ間」「一統」が協力

に蔵人所衆の事例を見てみたい。行論から推測できると思うが、蔵人所衆の忌服届は「仲ヶ間」

の長

出納

示する。次の史料は弘化四年(一八四七)に岡田家の親類が死去した時の記事である。 と差し出されている。 ここでは忌服届提出時に問題が派生した場合、「仲ヶ間」 が談合を行っている事例を提

### (弘化四年正月二八日条)

、岡田出羽守(蔵人所衆岡田栄柄)実家高嶋監物当年廿一歳正月元日死去、 付村井政敬 ( 蔵人所衆 ) ヲ以予 ( 蔵人所衆袖岡文景 ) 江咄合之事有之、 為実子兼而相続故、 之処、前顕之通届振不審也、伝聞内実日数相立時故、曲而如此云々、伊勢守恭純 ( 蔵人所衆岡田恭純 今日右之通仮服届於有之者、相続人治定相整候事与見、出羽守弟某之子血統故、 併出羽守兄弟不和、 此度従父兄之忌服勿論之処、父子不和、 彼是異論云々、如何相成候哉不識之、元来出羽守同居故、 忌服受間敷勢州理不尽強情申募; 踪跡無之、披露延引之由: 相続可有之哉之趣先 可有混穢案勘

たものと思われる。 統轄を行っていたものの、 井は「仲ヶ間」月番、 ないといったところであろうか。さて、この件について、村井政敬が袖岡と話し合いをしている。おそらく村 多額の持参銀で岡田家を相続したという経緯がある(3)。 ここでの恭純の論理は、 しようとしない。 元日に所衆岡田栄柄の実家で不幸が起きた。しかし、死後一ヶ月経ても養子である岡田恭純は忌服届を提出 恭純に親子関係が認められるが、実際、恭純は近江国野洲郡野洲村郷士青木七郎兵衛三男であり、 原因は「父子不和」にあり、恭純が「理不尽強情申募」ったためである。『地下家伝』 袖岡は所衆の長老的存在であったと思われる。この事例から、通常は「仲ヶ間」の長が 不測の事態・緊急事態には長老的人物との談合によって円滑な問題の解決に当たっ 自分と高嶋家は何の関わりも

下行米の申請 ・受取。 既述の通り、 内膳司・御厨子所預が関わる朝廷儀式、 たとえば正月朔日大床子御

膳 行米支給の過程である。 朝餉御膳調進では「一統」で下行米が支給された。 次の史料は安永四年 (一七七五)の正月大床子御膳下

(安永四年一二月一七日条

来春正月朔日大床子并朝餉御膳調進下行米注進状如昨年認之、 尤自当年注進之内口引俵三字除之、

江為持遣之、(中略)

同月一八日条)

橋は奏者所へ注進状を提出。

自高橋亭大床子・朝餉御下行米注進状一通長橋御奏者所江被差出候、尤両家連名連印也

濱島家は正月朔日大床子御膳・朝餉御膳調進の下行米注進状を認め高橋家へ遣わしている。

奏者所とは所謂玄関口のことで口向役人の奏者番が詰めていた※。 奏者所へ提出

それを受けて高

された下行米注進状は勘使所へもたらされ、下行米準備が整った後に勘使所からの触状が地下官人へ伝達され それを受けて下行米支給となる。次に、 蔵人所衆の事例を見てみたい。ここでは天保一四年 (一八四三)

新嘗祭下行米に関する記事を掲げよう。この年の新嘗祭は一一月二三日に催された。 蔵人所衆は結城秀伴 (二

従五位下筑後守)・岡田恭純 (二八歳、従五位下伊勢守) が参勤し、一二月二三日に下行米が渡される

こととなった。

(天保一四年一二月二〇日条)

一、出納使書取廻文持参

尤雨天候八八、 新嘗祭・忌火御飯已下并豊明節会下行米来廿三日於二條御蔵所相渡、 順延二相成候事 則配分候、巳刻御請取可成候、

### 同月二三日条)

而所衆下行米代銀直樣結城方江差出候樣、 新嘗祭・豊明節会御下行米相渡、 任便儀申付、 亀屋治左衛門へ印形相託、 書状相渡置畢、 (後略) 所衆・南座分共為受取畢、

受領した下行米の代銀は直接新嘗祭に参勤した結城秀伴へ渡され、結城と岡田で分配したものと思われる。 こ 仲ヶ間」の長に連絡が入り、そこにて処理された。なお、ここに登場する亀屋は用達の類と思われる。 下行米分配の連絡を出納から受けた袖岡は亀屋治左衛門へ印形を渡し、二条御蔵へ受領のため向かわせた。

ない。 参勤できなくなると、近藤義路が勤めたような事例が内膳司 行うこととなり、 後死去してしまい、 提出するようにといったものであった。濱島家はその通り願書を提出し、高橋家との「談合」を行った。 関白九条尚実へこの件を問い合わせた。 もらいたい、と等庭は家礼関係にある櫛笥家を頼ってきたਿல まだ朝廷からないが、「恒例之儀」であるから万一に備えて御膳の調進を誰かに託したいので「談合」させて 月一九日に濱島等庭の妹が危篤となったという連絡がもたらされた。 が発生した場合円滑な朝廷儀式の執行をするために素早く対応している。例えば、安永八年(一七七九)一〇 こで袖岡が関わっている理由は月番のためであろう。このように下行米頂戴に際してはその個人ではなく、 非常時の相互扶助。「仲ヶ間」「一統」は朝廷儀式の執行に当たって参集・談合している様子は見受けられ おそらく毎年のことであるから問題が発生しない限り、集まる必要はなかったのであろう。 一方、 朝廷からも新嘗祭日時についての指図があった。 服喪期間に入ってしまった濱島家に代わり「内膳司代」御厨子所預高橋宗之が御膳調進を 九条家よりの返答は「尤成事」なので伝奏・貫首に「語合」の願書を 早速櫛笥隆望は武家伝奏油小路隆前を通じて、 御厨子所「一統」でも見られたのであった。 前章で見たように、 間もなく催される新嘗祭に関する連絡は 大舎人土生晋民が急遽

然

統 が問題解決のため、 願書提出における連署。 立ち動いている様相が見える。蔵人所衆でもこの事例を検証してみよう。次の史料は 前章で見たように、大舎人の場合、連署して願書を提出するなど、「仲ヶ間」「一

(天保一四年二月一一日条)

伊勢内宮・外宮の造替木作始日時定参勤に関するものである。

一、自村井政敬(蔵人所衆)之許廻文順達到来、

両太神宮御造替木作始日時定参勤と御下行拝領願書差出候様、口状

今般

御談申入候上、

副紙之通差出申候、

仍為御心得申入候、以上、

従出納噂御坐候と結城丹波守江

二月十日

清直(蔵人所衆藪清直)

濱路右京少進殿

袖岡玄蕃助殿

土橋淡路守殿

村井三河守殿

尚以御廻覧後、留より早々御返却可被下候、

奉願口上

出雲介殿へ申入候、

出羽守殿へ御為二御申入レ御坐候様仕度候、

以上、

勤被 候得者、何卒以 差出候所、 両太神宮御造替木作始日時定参勤被 仰付、 御残米之内二而壱石五斗宛被下置、 御下行之儀二付同樣頂戴仕候得者、 御憐愍を御沙汰願之通被 仰付、 難有仕合奉存候、 仰付被成下候樣偏奉願上候、 難有仕合奉存候、 御蔵小舎人同様頂戴之儀奉願上候、 文政六年之度御下行米被下置候樣願 所衆御再興後都而御蔵小舎人同様参 此段宜御沙汰奉願候、 誠二無禄之輩二

Ļ

卯二月

殿

差出蔵人所衆七家略)

清直依月番参仕哉、不識巨細」と記しており、 全く関わっていなかったことが判明しよう。 あろうか、出納から言われて、慌てて願書を整えている。注目すべきは、藪清直が独自に願書を作成したが、 願書を提出して認められたようである。そして、天保一四年度の場合、 うに、「其御用一式御料米自往古相定」ていたため、「御再興之所衆」の下行はなかったが、文政六年度の折に の正遷宮は二一年に一度であり、「木作始日時定」は臨時の朝廷儀式であった。前に掲げた願書の後にあるよ を提出するよう出納に求められ、同じく所衆の結城と談合して、願書を差し出したとのこと。 伊勢内宮・外宮 [人所衆連名で差し出している点であろう。この願書を受けて、袖岡文景は「木作始陣儀二月三日被行候儀也 蔵人所衆村井政敬より廻文が届けられた。 内容は「両太神宮御造替木作始日時定」の参勤と下行頂戴の願書 実際には今回の「木作始日時定」にも、 **藪清直が願書の提出を忘れていたので** 願書作成にも、 袖岡は

以上、「仲ヶ間」「一統」の役割について、

から

にまとめた。これらの検討から、

次の二点が指摘できよ

う。 舎人のように、 えよう。不測の事態によって、 によって地下官人に対する統轄が貫徹されていた。 第一に、「仲ヶ間」「一統」は朝廷儀式や触の伝達を円滑に進めるための集団であった。 願書を提出する際も集団として「地下官人之棟梁」などへ様々な主張をしていった。 朝廷儀式に参加できなくなっても、 第二に、「仲ヶ間」「一統」は集団として成熟してい 相互扶助をする体制であったし、 この重層的な構造 前章の大

### 論点整理と課題

を検討した。

以上、近世後期を対象として、第一章では「地下官人之棟梁」の存在形態、第二章では地下官人の相互関係 検証した点についてまとめると次のようになろう。

下にいる官人の届書・願書の朝廷運営の中心たる武家伝奏・職事への伝達、(三)管轄下にいる官人の退 役・相続・昇進の管理である。これは出納の事例を検討した中村氏の整理とほぼ同様である。

・「地下官人之棟梁」の役割は、(一)諸公事に関わる触や伝奏触の伝達と諸公事の参仕者管理、(二)

管轄

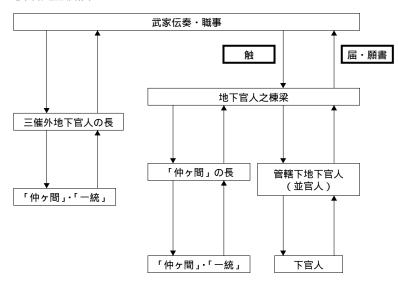
近世後期の「地下官人之棟梁」は吟味することなく、管轄下官人の相続などが進められていた。 管轄下の官人との関係は形骸化していたものと思われる。 近世後期

地下官人は「仲ヶ間」「一統」と呼称される集団に属している。 る一方、連名で願書を差し出すなど、集団として「地下官人之棟梁」や朝廷運営の中心に様々な主張して 彼らは朝廷儀式や触の伝達を円滑に進め

この近世地下官人組織をまとめると図のようになる。ここで問題となるのは、 近世初頭には「地下官人之棟

頃 梁 ある一方、時に内部での対立が発生する場合もあっ させ、さらなる権利獲得や問題を有利に進めるため、 関係が続けられ、 地位に価値と権威を与えるため」天皇・朝廷との協調 つの契機として制度の充実に向か」うと共に「将軍の 家重の「政権担当能力にいちじるしく劣ることをひと 明らかにしているように、 式の増加に一因があるものと思われる。 題の最後の点であろう。 を進めようとするに至ったのかという冒頭に掲げ 丸となっていく。 儀式の再興は を二点述べて、本稿のまとめとしたい。 集団として確立していったことに疑いはない ビ と強固な主従関係にあった個々の地下官人がいつ 如何なる契機によって集団化を遂げ、 また、その集団は徐々にたいへん複層的な様相 構造的な側面だが、 朝廷儀式が再興されていったいったいったいったいったいったいったいったいからればいいます。 仲ヶ間」「一統」を否が応でも結束 当然ながら、 詳細は今後の課題だが、 吉宗政権最末期には後継者 近世中期以降の朝廷儀 この集団は排他的で 高埜利彦氏が 自己の主張 であ

### 地下官人組織略図



(享保九年二月九日条

単純な重層的な組織にのみ収斂されてしまうものではない。このような複層的かつ多様的な構造が「地下官人 路家家臣であったように、堂上公家の家臣である存在が多く確認でき、「地下官人之棟梁」 詳細は今後検討していくが、 例えば、袖岡家が勧修寺家雑掌を勤めたり織 などを頂点した

之棟梁」との強固な関係を突き崩していった理由のひとつではなかろうか。

ることとなった③。その直後大きな問題が噴出する。家仁親王の二品昇進の位記・宣旨を執筆する担当は大外 せが成された。 少外記でも構わないかなどを検討した『。 また、代々大内記を務める五条・高辻・清岡ら菅原一門へ問い合わ すべきかを内大臣一条兼香に問い合わせているw。そして、この問題は関白二条綱平 記であるが、相続したばかりの源丸はまだ大外記に任じられておらず、当時の大内記清岡致長がどのように処 岑は所労のため参勤できず、翌九年正月には「病気殊外大切」となり、「 官務舎弟源丸今年十一才」が相続す 五位下大外記、三四歳)、壬生家は若年の盈春(従五位上左大史、一五歳)がいた。しかし、一〇月以降、 三) ~九年であろう。享保八年、押小路家は官職から退き隠居している師庸 (正四位下、七四歳) と師岑 (正 第二に、「地下官人之棟梁」自身に内包する問題も挙げられよう。 「地下官人之棟梁」の資質や年齢などによ 管轄下の地下官人が自立性を帯びる場合がある。ひとつの画期として指摘し得るのが享保八年 ( 一七二 その直後、 少外記平田職永が一条家を訪れ、次のように述べている。 蔵人頭間でも談合され、

(中略)尤職永儀過分之事ニ候へ共、古代中原康富時分迄八不(ママ)大外記家、次外記兼権大外記、 代中絶之故、及異乱之儀如何、 平田氏職永来申云、此度位記大外記欠、少外記被書加例不分明之故、自大内記先例被聞合之処、 **乍去大外記為幼少之故、其間為権大外記** 宣旨以下令書者、 何不可有所存 不分明

Þ	に記	<u>17</u>	Ш	宏

名前	生没	初位	従五位下	従五位上	正五位下	正五位上	四位	権大外記	備考
生職	天正19~明暦元(65)	正六位上(15)	(42)	(65)	×	×	×	×	
職俊	寛永9~正徳元(80)	正六位上(7)	(28)	×	×	×	×	×	延宝6「依願御暇」
職永	明暦2~享保20(80)	正六位下(8)	(24)	(68)	(76)	×	×	(69)	
永清	元禄8~安永8(85)	正六位下(7)	(38)	(51)	(69)	×	(76)	(85)	権大外記は卒去直前
顕壽	享保12~天明8(62)	正六位下(7)	(36)	(45)	(52)	×	×	(62)	権大外記は卒去直前
弘之	寛延3~寛政3(42)	正六位下(12)	(34)	×	×	×	×	×	
職之	明和元~文化元(41)	正六位下(7)	(30)	(39)	×	×	×	(41)	権大外記は卒去直前
職平	寛政2~天保5(45)	正六位下(7)	(25)	(34)	(40)	×	×	×	
職孚	文政6~安政2(33)	正六位下(5)	(23)	(32)	×	×	×	×	

### 外記山口家(志水家)

名前	生没	初位	従五位下	従五位上	正五位下	正五位上	四位	権大外記	備考
生俊	慶長4~元和7(23)	正六位上(17)	×	×	×	×	×	×	中原景秀男
生慶	慶長19~寛永21(31)	正六位上(8)	×	×	×	×	×	×	中原景秀男
定慶	寛永5~寛文5(38)	正六位上(18)	×	×	×	×	×	×	中原景秀男
定清	寛文5~?	正六位下(13)	×	×	×	×	×	×	元禄5「御暇」
友範	寛文7~元禄13(34)	正六位下(27)	×	×	×	×	×	×	外記友昌男、改号山口
昌範	寛文10~元文3(69)	正六位下(31)	(60)	×	×	×	×	×	橘定成男
致當	元禄8~宝暦10(66)	正六位下(27)	(44)	(55)	×	×	×	×	源敬康男
秀昌	享保12~天明5(59)	正六位下(7)	(36)	(45)	(50)	×	×	(59)	権大外記は卒去直前
庸昌	宝暦3~寛政12(47)	正六位下(8)	(30)	(40)	×	×	×	(47)	権大外記は卒去直前
禹昌	安永8~弘化3(68)	正六位下(9)	(26)	(36)	(42)	×	×	(68)	権大外記は卒去直前

### 外記山口家

名前	生没	初位	従五位下	従五位上	正五位下	正五位上	四位	権大外記	備考
生友	慶長5~寛永17(41)	正六位上(21)	×	×	×	×	×	×	
定友	寛永11~寛文5(32)	正六位下(14)	×	×	×	×	×	×	
友昌	慶安元~享保14(82)	正六位下(32)	(61)	(81)	×	×	×	×	円満院坊官古守定益男
英昌	貞享3~?	正六位下(16)	×	×	×	×	×	×	鴨脚秀文男、「離縁」
友俊	貞享元~宝暦6(73)	正六位下(37)	(50)	(62)	×	×	×	×	京極家家臣羽田幸成男
干俊	宝永4~宝暦13(57)	正六位下(20)	(41)	(56)	×	×	×	×	
友興	元文2~安永8(43)	正六位下(7)	(33)	(43)	×	×	×	×	
康敬	明和5~文化8(44)	正六位下(7)	(30)	(40)	×	×	×	(44)	権大外記は卒去直前
康道	寛政10~文化7(13)	正六位下(7)	×	×	×	×	×	×	
康昶	寛政10~?	正六位下(13)	×	×	×	×	×	×	史生知昌男、「辞官返上位記」
康昌	享和元~文政8(25)	正六位下(17)	×	×	×	×	×	×	円満院諸大夫中西恒道男
克昌	文政4~文政12(9)	正六位下(5)	×	×	×	×	×	×	外記禹昌男

)内は年齢

十八世紀前半の地下官人史料の発掘を進め、

以上、

整除されたものではないが、地下官人の自立性の画期についても述べた。

この見通しに答えるため、

分析をすることを次の課題としたい

可及言上也、( 中略 ) 而不望大外記、望申権大外記者何可無子細哉、 之故、少々所存令申処、 不所存、只此度依大外記欠如位記不相認之故、為権大外記者可無子細、 両伝奏雑書告之、又奉行頭弁へも令申入処、 於大外記者被定、 猶左内両相府可申談之旨被申之、 仍願之事、 彼是内々申入之由 其家者此処二可 柏 而

じめて押小路家以外の権大外記任官を認めている。その後、これが先例となって少外記平田家の権大外記が成 叙される年齢が若くなり、官位が高くなっていく様相が窺えよう。 されている (名誉職的であるが)。加えて、右表は少外記各家の官位について示したものだが、 而及異乱之故有相談事云々(ᡧ)と述べて、平田の願を否定している。しかし、 無之」ミッと述べ、家礼関係にある一条兼香へは「宣旨二令書権大外記者後世迄彼家為規模之間、 この少外記平田職永の権大外記昇進願に対して、大内記清岡致長は関白へ「大外記之処権大外記名書申候事 関白はこの願を認め、 徐々に五位に 可願哉否、 近世では

### 注

(1)梅田康夫「地下官人考」(『高柳真三先生頌寿記念 下官人の家礼関係」 (『日本歴史』六六一、二〇〇三年 )、楽人は小川朝子 " 近世の幕府儀礼と三方楽所」 (『中近 膳司は須田肇「近世の内膳司について」(『学習院大学史料館紀要』五、一九八九年)、拙稿「近世堂上公家と地 下官人組織の成立について」(『歴史科学と教育』二二、二〇〇三年)。個々の地下官人に関する研究として、 |の宗教と国家』岩田書院、 一九九八年 )、同「楽人」(『シリー ズ近世の身分的周縁 幕藩国家の法と支配』有斐閣、一九八四年)、拙稿「近世 二 芸能・文化の世界。

師大黒松大夫 朝廷周辺社会の構造転換 」(『日本史研究』四八一、二〇〇二年) などがある。 世期の近衛府官人 ( 御随身)」 (『花園史学』二四、二〇〇三年 )、陰陽師大黒家は梅田千尋「近世宮中行事と陰陽 師」(『シリーズ近世の身分的周縁 三 職人・親方・仲間』 吉川弘文館、二〇〇〇年)、随身は松田敬之「近 て、秋山晶則「御蔵小舎人真継家について」(『論集きんせい』一三、一九九一年)、中川弘泰『近世鋳物師社会 の構造』( 近藤出版、一九八七年 )、笹本正治『真継家と近世の鋳物師』( 思文閣、一九九六年 )、横田冬彦「鋳物 文化研究所、 研究』続群書類従完成会、 吉川弘文館、二〇〇〇年)、 一九九六年)、御蔵小舎人真継家は鋳物師支配との関係についての論文も多いが代表的なものと 一九九六年)、 一九七〇年)、 同「国学院大学図書館所蔵「河越家記録・文書」の紹介と目録」(『国学院大学図 出納は中村一郎「出納平田家とその記録」(『高橋隆三先生喜寿記念論集 兵庫寮は藤森馨「近世初頭の宮廷祭祀」(『近世の精神生活』 古記録

- (2) 外記方・官方・蔵人方以外の地下官人も存在した。本稿でも、武家伝奏・蔵人頭に統轄された内膳司の分析をす るが、その他、前掲註1松田氏による随身に関する研究がある。
- 5

3

前掲註1中村論文

- 4 前掲註1西村論文「近世地下官人組織の成立について.
- 6 伊達隠士『光台一覧』(『新訂増補故実叢書』第十四回、 国文学研究資料館蔵三井文庫旧蔵資料に多くの公家鑑が残されており、 明治図書出版、 本稿でもそれらを参照した。 一九五二年) 三〇五頁
- 7 勢多章甫『思ひ儘の記』(『日本随筆大成』第七回、 吉川弘文館、一九二七年) 五九頁
- 〔8〕下橋敬長『幕末の宮廷』(平凡社東洋文庫、 慶応年間の公家鑑で出納が掲載された理由は、 一九七九年) 一八五頁 出納が両局と同格になったというより、

識の変化であろう。幕末の政治情勢の展開の中で、公家鑑の需要は増し、

記載事項の増加に伴ってのことと思わ

- 10 `)『地下家伝』( 自治日報社、一九六八年 ) 附録・目録ー七一三~一七一四頁。 ついて「五位立、正四位上 (異本下) 迄中五年」とあるのに対して、出納平田家は「中置御定之通 (元文四年に 中置五年、四位は七~八年と定められた)、従四位上七十歳以上、正四位下妄不可申上」と見える。 なお、 寛延三年官位御定では両局に
- (11) "公明卿記』 寛政四年 (東京大学史料編纂所蔵二〇七三 一四五)の冒頭

- 3) 前曷主|出高『丘』) 前掲註1中村論文
- | 13) 前掲註1拙稿「近世地下官人組織の成立について」
- 〔4〕『大外記師資記』(国立公文書館内閣文庫蔵古〇〇八 〇二七〇)
- 15) 近世の賀茂社遷宮については、間瀬久美子「伊勢・賀茂正遷宮前後争論をめぐる朝幕関係覚書」(『中近世の宗教 と国家』岩田書院、一九九八年)に詳しい。
- (16) 大屋敷佳子「幕藩制国家における武家伝奏の機能」(『論集きんせい』七・八、一九八二年・一九八三年)
- 20 19) 前掲註10『地下家伝』上一〇一頁~一一五頁。 別稿で述べるように、「地下官人株」という語は掃部寮史生国松常陸権大掾から中大路右衛門殿への「御役儀譲
- (『史学雑誌』||一四||四、二〇〇五年掲載予定)|参照。 与之事」( 京都市立歴史資料館蔵写真帳中路家文書一三七 ) に出ているが、古くは御厨子所小預大隅家相続に関 家記録類)。なお、別稿「近世後期における地下官人の存在形態について「内膳司濱島家文書を事例として」」 しても「株」が問題となっている (『日記抄』明和三年一〇月二八日条、慶応義塾大学図書館蔵御厨子所預高橋
- 姉小路公文は姉小路家として唯一武家伝奏を勤め、異例の一位に昇進を果たしている。 彼が朝廷運営上、重きを置かれていた傍証になろう。

詳細は今後検討すべきだ

21

- 22 松沢克行「近世の家礼について」(『日本史研究』三八七、一九九四年 拙稿「近世堂上公家と地下官人の家礼関係」(『日本歴史』六六一、二〇〇三年)
- (24)前掲註17『地下諸役記』 (23)松沢克行「近世の家礼について」(『日本史研究』三八七
- (25) 前掲註8『幕末の宮廷』二八四頁
- 27)下官人再興については引に論じたい26)中村佳史氏の御教示による。
- 28) 袖岡家については、拙稿「近世後期堂上公家勧修寺家の雑掌について27) 下官人再興については別に論じたい。

」(『史料館研究紀要』三四、二〇〇三年) を参照

を事例

蔵人方地下官人袖岡文景『家記』

- 29 内膳司濱島家については、前掲註1須田論文、 同家の日記類を利用するが、繁雑になるので、文書番号は示さない。 島家文書』(『学習院大学史料館所蔵史料目録』 一二、学習院大学史料館、 前掲註1拙稿「近世堂上公家と地下官人の家礼関係」、『内膳司濱 一九九四年)を参照。 なお、 行論では
- 30 例えば、寛政八年『地下次第』(東京大学史料編纂所徳大寺家史料四四 官人は二三七名、その他は三一一名、摂家や門跡寺院などの諸大夫・侍は二一一名である。 五 二 一)によれば、 三催内の地下
- (31)『紀光卿記』(東京大学史料編纂所所蔵写本二〇〇一 一〇)
- (32)『大日本史料』七 七、応永一二年四月二六日条
- [33]「蔵人所衆廻主殿行幸供奉御訪注進状案」(国文学研究資料館史料館所蔵三条西家文書二一三 二一)
- ( 34)『袖岡玄蕃助家記』天保六年八月二六日条 〔35〕前掲註8『幕末の宮廷』一六七頁
- 36) 前掲註1拙稿「近世堂上公家と地下官人の家礼関係
- 37 高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(『講座前近代の天皇 第二巻 天皇権力の構造と展開

その2』(青木書店、

九九三年) 一八〇頁

- 38 39)『綱平公記』(東京大学史料編纂所蔵写本二〇七三 前掲註窓拙稿「近世後期堂上公家勧修寺家の雑掌について「蔵人方地下官人袖岡文景『家記』 九〇)享保九年正月二九日条~三〇日条 を事例に
- 40)『兼香公記』(東京大学史料編纂所蔵写本二〇七三 一一八)享保九年二月五日条。 前掲註23松沢論文参照 清岡が内大臣一条兼香に尋ね
- 前掲註39『綱平公記』 た理由は菅原一門が一条家の家礼によるためと思われる。 享保九年二月七日条 家礼については、

41

42) 前掲註40『兼香公記』

- 43) 前掲註39『綱平公記』享保九年二月一〇日条 前掲註40『兼香公記』 享保九年二月一〇日条
- (付記)本稿脱稿後、「近世地下官人の収入について を発表した。 合わせて参照されたり 知行と下行 」(『新しい歴史学のために』二五四、二〇〇四年)

(史学科 助手)